

大村市地域密着型サービス事業者候補者募集要項

1 募集の趣旨

大村市は、大村市高齢者保健福祉計画・第8期大村市介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度まで）に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本募集は、当該計画に基づき、大村市地域密着型サービスの拠点を整備・運営する事業者候補者を選定するために実施するものです。

2 募集対象施設

項目	施設区分	整備区分	施設数	定員	募集圏域
1	看護小規模多機能型居宅介護	新設	1	—	市内全域

3 応募の要件

以下の要件を全て満たすことを応募の要件とし、応募要件を満たしていない場合、応募自体を無効とします。

(1) 事業所開設者（法人）に関する要件

- ① 事業主体が法人格を有していること。
- ② 令和4年4月1日現在、直近の3年間において事業を継続している小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は訪問看護の日本国内における介護保険サービスの提供実績があること。
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の1第2項各号の規定に該当しない法人であること。
- ④ 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続を行っている法人ではないこと。
- ⑤ 所轄庁の指導監査等において指定取消等の重大な指摘を受けていないこと。
- ⑥ 役員等が大村市暴力団排除条例（平成24年大村市条例17号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- ⑦ 大村市内に事業所を有する法人については、大村市税の滞納がないこと。

(2) 事業所整備の確実性に関する要件

① 資金計画に関する要件

- ア 事業所の整備資金が確実に確保できる見込みであること。
- イ 償還計画及び収支計画が適正であること。

② 建設用地に関する要件

- ア 建設用地は、自己所有、取得が確実に見込まれるもの又は長期の賃貸借等が見込めるものであること。

※ 当該建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がなされている場合は、当該権利が抹消される予定であることが確認できる書面を提出してください。

※ 新たに建設用地を購入する場合は、応募の段階で所有権を有していなくても、売買が確実であり、かつ、着工までに確実に当該用地を確保できることが確認できれば応募は可能ですが、その場合は、条件付契約書（条件付契約書には、公募で選定されなかった場合は、契約が無効であることを明記すること。以下同じ。）を提出してください。

※ 建設用地を賃借する場合は、応募の段階で賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できれば応募可能ですが、その場合は、条件付契約書等を提出してください。また、事業の存続に必要な借地権30年を設定してください。

イ 建設用地は、農地転用、開発行為、文化財埋蔵などに係る関係法令に基づく許認可等が得られる見通しの用地であること。

③ 建物に関する要件

ア 建物は、必ず自己所有とすること。

イ 令和6年3月31日までに整備が完了すること。

※ 「整備が完了する」とは、建物が竣工し、各種検査及び指定地域密着型サービス事業者としての指定が確定することをいいます。

④ 事業計画の調整に関する要件

ア 事業計画（施設整備計画を含む。以下同じ）は、老人福祉法、介護保険法等における基準並びに農地法、都市計画法、建築基準法、消防法、大村市環境保全条例等の関係法令及び埋蔵文化財の有無等に係る規制等について、あらかじめ関係機関と十分協議・調整の上策定されたものであること。

イ 事業計画に関し、新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分に講じた上で、地域住民等（実際に近隣に居住している住民、町内会等をいう。以下同じ。）に対する説明が十分になされ、理解が得られるようにしていること。なお、地域住民等への説明に当たっては、市の事業として選考されることが条件であることから、選定されなかった場合は事業化されない旨を伝えること。

※ 地域住民等に対して説明会を開催し、地域住民等から要望、検討事項等がある場合は、適宜、追加説明等を行うとともに、説明会に参加されなかった近隣に居住している住民に対しても説明内容の周知を図るなど、地域住民等に適切に情報を伝え、円滑な施設の整備・運営に当たって十分な理解を得られるよう努めてください。

また、地域住民等に限らず、工事車両通行ルート等、今後影響が生ずると思われる範囲の住民に対しても、積極的な説明を心掛けてください。

※ 新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、書面等で説明会を行う場合も、上記と同様に地域住民等から十分な理解を得られるよう努めてください。

4 質問及び回答

(1) 募集に関する質問について

応募検討事業者からの募集に関する質問を下記のとおり受け付けます。

受付期間	令和4年5月2日（月）から令和4年5月25日（水）16時まで ※受付期間外の個別相談等は一切受け付けませんのでご了承ください。
質問方法	大村市指定地域密着型サービス事業者候補者募集に関する質問票（別紙1）（以下「質問票」という。）を電子メールで提出してください。

	メールアドレス：shisetukanri-c@city.omura.nagasaki.jp ※電子メール以外での質問は受け付けませんのでご了承ください。
回答方法	受け付けた質問に対する回答は、質問票提出者に電子メールで回答するとともに、広く周知する必要があるものについては、市ホームページに掲載します。なお、ホームページに掲載した回答は、本募集要項の追加又は修正があったものとしします。

※ 応募状況、他の応募者に関する情報及び法令等により確認できる事項については回答しませんのでご了承ください。

(2) 応募書類の作成に関する質問について

応募検討事業者からの応募書類の作成に関する質問を下記のとおり受け付けます。

受付期間	令和4年6月1日（水）から令和4年7月15日（金）16時まで ※受付期間外の個別相談等は一切受け付けませんのでご了承ください。
質問方法	質問票を電子メールで提出してください。 メールアドレス：shisetukanri-c@city.omura.nagasaki.jp ※電子メール以外での質問は受け付けませんのでご了承ください。
回答方法	受け付けた質問に対する回答は、質問票提出者に電子メールで回答するとともに、広く周知する必要があるものについては、随時、市ホームページに掲載します。なお、ホームページに掲載した回答は、本募集要項の追加又は修正があったものとしします。

5 参加表明

応募を希望される事業者は、大村市地域密着型サービス事業者候補者募集に関する参加表明書（別紙2）（以下「参加表明書」という。）を提出してください。

※ なお、参加表明書が未提出の場合は、応募ができませんのでご注意ください。

(1) 受付期間及び提出場所

受付期間	提出先
令和4年6月1日（水）から 令和4年7月15日（金）16 時まで（必着） （土曜日及び日曜日を除く。） 9時から16時まで （12時から13時までを除 く。時間厳守）	福祉保健部長寿介護課 給付グループ 担当 益田・前田 〒856-0832 大村市本町458番地2 プラットおおむら 2階 TEL：0957-20-7301 FAX：0957-53-1978 メールアドレス：shisetukanri-c@city.omura.nagasaki.jp

(2) 提出方法

電子メール、FAX、持参、郵送又は宅配便により提出してください。ただし、持参の場合は、事前に大村市福祉保健部長寿介護課へ電話予約をしてください。

また、郵送又は宅配便で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法と

します。

6 応募書類等の提出

応募を希望される事業者は、参加表明書の提出ののち、次により応募書類を提出してください。
なお、応募書類を市が受理した時点で応募があったものとします。

また、今回の応募に当たって提出された提案内容については、事業者候補者の選定後に変更することは原則として認めませんので、十分検討の上、応募してください。

(1) 受付期間及び提出場所

受付期間	提出場所
令和4年7月19日（火）から 令和4年8月31日（水）16時まで （必着） （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 9時から16時まで （12時から13時までを除く。時間厳守）	福祉保健部長寿介護課 給付グループ 担当 益田・前田 〒856-0832 大村市本町458番地2 プラットおおむら 2階 TEL：0957-20-7301

(2) 提出方法

持参、郵送又は宅配便により提出してください。ただし、持参の場合は、事前に大村市福祉保健部長寿介護課へ電話予約をしてください。

また、郵送又は宅配便で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とします。

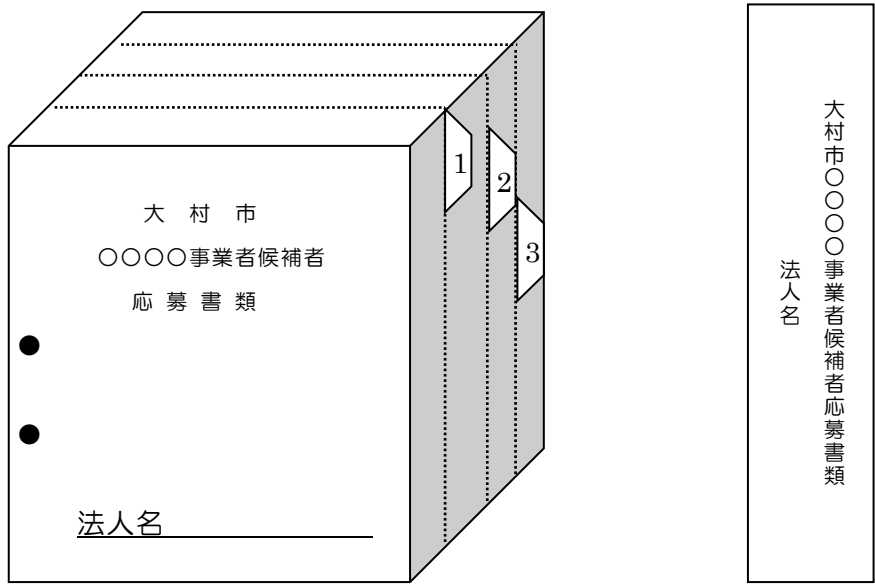
※ 受理した応募書類は、原則として、修正及び再提出はできません。

※ 事業採択の可否に関わらず、応募に要した費用等は事業者の負担とします。

(3) 提出書類

提出書類一覧表（別紙3）のとおりとし、提出書類の調製方法は下記のとおりとします。

- ① 文字の大きさは11ポイント、書体は明朝体又はMS明朝体を基本とします。
- ② 書類はA4版、図面はA3版とし、全体の目次及びページを付け、ページごとに右肩（ヘッダー）に項目名を表記してください。
- ③ 「提出書類一覧表」（別紙3）を最初のページに付し、その項目ごとに文字表記のインデックス（番号のみ可）を付け、全体を1冊のバインダー等で綴り、ファイルの表紙、背表紙に「大村市〇〇〇〇（応募サービス種類名）事業者候補者応募書類」及び法人名を表示してください。



(4) 提出部数

事業計画関係書類 15部 (正本1部、副本14部)

※ 正本は、賃貸借契約書など契約当事者同士で原本を保管すべきものは、その写しを添付してください。ただし、その場合は、代表者名で下記のような原本証明を行ってください。

※ 副本は、正本をそのままコピーしたもので構いません。

(代表者名による原本証明の見本)

この写しは原本と相違ありません。					
令和	年	月	日		
法人名	○	○	○		
代表者名	○	○	○	(法人印)	

7 審査及び選考

(1) 審査方法

事業者候補者は、事務局による書類審査(第1次審査)並びに大村市地域密着型サービス事業者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による提案者プレゼンテーション及びヒアリングの審査(第2次審査)を経て、市長が決定します。

なお、全応募者が「3」の応募の要件を満たさない場合又は第2次審査の結果、応募者の最高得点が各評価項目に配点した点数の合計(満点)の6割の点数に満たない場合は、「事業者候補者なし」として、再度公募を行う場合があります。

※ 応募者が4法人を超えた場合、第1次審査において、書類審査に加え、「選定委員会における評価項目・評価視点(別紙4)」に基づき、選定委員会による書類評価を行い、評価上位4法人を第2次審査対象として選定します。

※ 新型コロナウイルス感染症の防止のため、その状況に応じて第2次審査の方法(対面による提案者プレゼンテーション等)を変更する場合があります。

(2) 事業者候補者の決定

市長は、選定委員会の審査結果に基づき、事業者候補者を決定します。

(3) 審査結果の通知・公表

第1次審査の結果については、各応募者に文書で通知します。

第2次審査の結果については、各応募者に文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

その際、第2次審査の事業者候補者以外の応募者名及び各応募者の評価点の内訳については非公表となります。なお、審査結果についての苦情及び異議は一切認めませんので、ご了承ください。

8 その他重要事項

(1) 事業者候補者が次のいずれかに該当する場合、本市の判断によって失格とします。

- ① 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要項に違反した場合
- ③ 公正を欠いた行為があったと選定委員会が認定した場合

(2) 事業者候補者が選考後に失格となった場合の取扱い

第2次審査の評価順位が次順位の事業者を事業者候補者として手続を行う場合があります。

この場合において、既に審査結果を通知・公表しているときは、これを取り消し、改めて次順位の事業者を事業者候補者とすることを各応募者に通知し、公表します。

9 補助金

看護小規模多機能型居宅介護の施設整備等に対する補助として、大村市地域医療介護総合確保基金事業補助金があります。

この補助金は、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金を用いたものであり、県の予算の範囲内で、補助の採択又は不採択が決定されることとなります。大村市は、補助の不採択による損害等について、一切の責任を負いません。

なお、補助金を受けて施設整備等を行う場合は、補助金の交付決定（令和5年4月以降の交付申請からおおむね1月以内）の前に整備事業に着手（入札執行を含む。）することはできませんので、工事スケジュールについては、整備期限までの指定において無理のないスケジュールを策定してください。また、事務処理の遅延により補助金が受けられなくなる場合もありますので、事業者候補者に選定された場合は、整備事業を円滑に遂行するための事務処理体制を確保してください。

(1) 施設整備費の補助

令和3年10月21日現在の国庫補助制度の情報であり、変更される場合があります。

対象施設	上限額単価／単位	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護	33,600 千円／施設数	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事の施工に直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）

(2) 開設準備費の補助

令和3年10月21日現在の国庫補助制度の情報であり、変更される場合があります。

対象施設	上限額単価／単位	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護	839 千円／宿泊定員数	施設の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費

10 今後のスケジュール（予定）

※ 新型コロナウイルス感染症、応募の状況等により審査日程等を変更する場合があります。

募集に関する質問の受付期間	令和4年5月2日（月）～5月25日（水）
募集に関する質問への回答（公表）	令和4年6月1日（水）まで随時
参加表明書の受付期間	令和4年6月1日（水）～7月15日（金）
応募書類の作成に関する質問の受付期間	令和4年6月1日（水）～7月15日（金）
応募書類の作成に関する質問への回答（公表）	令和4年8月1日（月）まで随時
応募書類の受付期間	令和4年7月19日（火）～8月31日（水）
第1次審査（書類審査）	令和4年9月
第1次審査の結果の通知	令和4年9月下旬
第2次審査（ヒアリング等）	令和4年10月
事業者候補者の決定 第2次審査の結果の通知及び公表	令和4年11月中旬